

東工大独自の緊急経済支援策について

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、本学も対応方針における〈レベル3〉を宣言し、学生の登校禁止、教職員は原則在宅勤務、研究室の活動停止等の措置をとってきたところですが、5月4日に日本国政府による緊急事態宣言が延長されたことを受けて、〈レベル3〉の対応を5月31日まで延長することにいたしました。

このような状況の長期化によって本学での学修に不安を感じている学生がいることと思います。特に、さまざまな経済活動が停滞していることの影響を受けて収入等が減少し、学資や生活費の支弁に困難を生じている学生が増えていることが懸念されます。

こうした学生が継続して東京工業大学で学び続けることができるよう、緊急に以下の支援を行うことにいたしました。

1. 〈第一弾〉授業料免除対象学生向け：貸与型奨学金制度の新規創設

- 経済活動の停滞に伴い収入等が減少し、学資や生活費の支弁に困難を生じた全ての学生を対象に、緊急の経済的支援として、日本学生支援機構等による公的支援とは別に、本学独自の貸与型奨学金制度を新設します。
- 貸与金額等の条件は以下のとおりです。
 - 貸与金額：一人 月5万円 × 6ヶ月間を上限に、無利子で貸与します。
 - 返済方法等：貸与最終月から2年を経過した月の月末までに、大学が指定する銀行口座に返済して下さい。ただし、退学したとき、懲戒等の処分を受けたときなどには、直ちに奨学金の返済を求めます。
 - 対象者：第一弾は、授業料免除対象者（全額・半額免除、申請中の者を含む）※を対象に、奨学金の貸与を希望する学生を募ります。
 - ※ 学士課程学生については、高等教育の修学支援新制度（家計急変の場合の特例を含め申請中の者を含む）、特別授業料減免制度および優秀学士留学生修学支援奨学金を申請している者を対象とします。
 - 奨学金貸与者の中で、後日行う審査に基づき困窮度が著しく高いと判定された学生に対しては、本学の修学支援基金を原資とする給与型奨学金に切り替え、貸与した奨学金の一部もしくは全部の返還を免除します。
- それ以外の学生を対象とした奨学金の貸与は、第一弾の応募が一段落した6月頃を目処に、〈第二弾〉として希望者を募集します。

2. 全ての学生向け：令和 2 年度前学期分の授業料納付期限の延長

- 全ての学生（学士課程、修士課程・博士後期課程、専門職学位課程の課程を問わない、研究生（日本人・私費留学生）等を含む）を対象に、令和 2 年度前学期分の授業料納付期限を延長します。

3. 令和 2 年度 6 月/9 月修了予定の大学院課程学生及び 9 月卒業予定の学士課程学生向け：在学期間延長中の授業料免除

- 大学の研究活動の停止等の影響により、大学院課程学生は学位論文、学士課程学生は特定課題研究（2015 年度以前入学者は学士論文研究）の進捗が滞り、在学期間を延長せざるを得ないことが起こりえます。この間の学生の経済的負担を軽減するため、標準履修年限を越えて在学期間を延長する場合に限り、大学院学生は延長期間当初 3 ヶ月間、学士課程学生は 6 カ月間の授業料を免除します。
- 大学院課程学生には、学修の遅延への対応として、学位論文審査日程の柔軟化の措置も講じます。

これらの支援については、詳細が決まり次第、「[新型コロナウイルス新入生・在学生向け情報](#)」でお知らせします。